

<談話>

2018年3月30日

民法の一部を改正する法律案について

結婚年齢の男女統一を歓迎し、法改正後の速やかな実施を求めます

日本婦人団体連合会

会長 柴田真佐子

結婚できる年齢（「婚姻適齢」）を、現行の「男性18歳、女性16歳」から「男女とも18歳」とする条項を含む民法改正案が3月13日に閣議決定され、国会に提出されました。結婚年齢の男女差別は、国連の人権理事会、自由権規約委員会、女性差別撤廃委員会から「差別的規定」として繰り返し解消を勧告されていたものです。婦団連は2004年以来毎年国会請願を行ってきている「民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正」の一つである結婚年齢の統一の実現を歓迎し、今国会での法改正を強く求めます。

改正案では法の施行を原則として2022年4月からとしています。法務大臣の諮問機関である法制審議会が1996年に民法改正を答申してからすでに20年余りが経過しており、結婚年齢の統一は法案成立後直ちに実施すべきです。

さらに、「選択的夫婦別姓の導入」「女性の再婚禁止期間の廃止」「戸籍法に残された婚外子差別の廃止」についても、「民法・戸籍法の差別的規定廃止・法改正」として速やかに実施することが必要です。

なお、今回の改正案は「成年となる年齢及び女の婚姻適齢をそれぞれ18歳とする」というものですが、現状においては、民法の成人年齢の引き下げについては慎重であるべきです。

民法では、未成年者は無条件に契約を取り消すことができます。しかし、改正後は、高校生でも18歳になれば一人で高額な買い物やスマホ用ネットゲーム、各種ローン、サラ金などの契約をすることができ、「親の同意のない契約は原則として取り消せる」という規定は適用されなくなります。現在20歳を超えると急増する消費者被害が、18歳、19歳の層に拡大することは明らかです。アダルトビデオ出演なども含む悪質業者との契約についても、契約を無条件に取り消すことができなくなり、被害増加が十分に予想されます。離婚後の養育費支給を「子が成人に達するまで」としている場合には支給年数が減少し、その悪影響も懸念されます。

成人年齢引き下げについてはこの他にも様々な問題点が指摘されていますが、その検討や解決のための施策は十分ではありません。

成人年齢の引き下げについては、法案として切り離して審議することを求めます。